

「高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案」に関する
未点検機器の状況について

高速増殖原型炉もんじゅについては、平成25年6月3日から21日までの間、平成25年度第1回保安検査が行われ、その中で未点検機器数の状況等について、原子力規制庁の確認作業が行われました。

未点検機器については、昨年11月の段階で4545個と把握し、その後、点検の実施と並行して、機器数の精査、確認作業を実施してきました。

そして、本年3月末までに約2千5百個の点検を完了し、未点検機器数については、約2千個としておりました。

今般、これに加え、当機構として以下の未点検機器を確認しました。

- 昨年11月の段階で特別な保全計画に移行して点検不要と認識していた機器について、特別な保全計画への移行の手続きが十分ではなかったもの：約9百個
- 本年2月の段階で、類似の点検データによる技術評価により特性試験の代替となると認識して点検期限を変更していた機器について、その評価が十分でなかったもの：約9百個
- 昨年12月から本年3月までの間に点検期限を迎えた機器について、安全性への影響を考慮し、予め不適合管理を行って一時的に点検時期を延期したもの：約3百個

また、今回の保安検査での原子力規制庁による抜き取り調査において、1つの設備の65個の機器について、点検管理シートの点検周期の欄と点検期限の欄の記載に不整合があったため、点検期限を超過したことが確認されました。これら65個の機器については、当機構は、直ちに不適合管理を行って未点検機器に分類し、6月20日までに点検を完了しております。

当機構は、これらの未点検機器については、本年9月末までに点検を完了させることを目指しております。また、これらの未点検機器に分類したものについては、すべて原子炉停止中には機能が要求されていないことから、プラントの安全性への影響はありません。

なお、点検期限超過に関する不適合となった機器の累計は、今回確認したものを含めて約1万2千件になっています。

以 上